

2024年1月24日

優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟

会 長 尾辻 秀久様
会長代行 田村 憲久様
加藤 勝信様

緊 急 要 請 書

優生保護法被害全国原告団
優生保護法被害全国弁護団
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
(以下、「一時金支給法」とする。)について、以下、緊急に要請します。

なお、従前より我々が要請している、「すべての被害者に対して被害を償うに足りる補償を行い、優生保護法問題を全面的に解決するための法制定（法改正）を行うこと」についても、最高裁判決を待つことなく、早急に検討を行うよう引き続き求めます。

- 1 2024年4月23日までとされている一時金の請求期限を撤廃すること。
- 2 一時金支給法第21条に基づく調査等について、2023年6月に衆参両院議長宛に提出・公表された調査報告書に加え、「二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点」で、より広範で詳細な追加調査を行うこと。さらに、被害当事者を含む第三者による検証及び総括を行うこと。
- 3 以下について、こども家庭庁と協議し、早期かつ確実に実施すること。
 - ① 一時金支給法の周知徹底のため、障害種別に応じて、わかりやすい文章、点字、手話など、情報提供の在り方を工夫し、障害等のある被害当事者、家族、関係者に、一時金支給法の情報が行き渡るようにすること。
 - ② 国、各自治体において一時金支給法の相談窓口を広げ、身近で安心して相談できる体制を充実させること。
相談があった場合には、「請求受付」につなげるべく、本人及び関係者の話を丁寧に把握し、関連する行政機関、医療・福祉施設等に対する詳細な調査を実施する体制を整えること。

以 上